

〔貞丈雜記人物〕一古の重女の體は、是は髮を平もとゆひにて、肩のあたりにて一所ゆひて、下げ髮にする也、まゆはぼうまゆといふ作り様あり、髮の先ははへたるまゝにて、先をはやし揃へる事なし、是も婚入童子の記に圖あり、略之、

〔古事記中景行〕爾小碓命、給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劔納于御懷而幸行、故到于能曾建之家、見者於其家邊、軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、故遊行其傍、待其樂日、爾臨其樂日、如童女之髮梳垂、其結御髮、服其姨之御衣御裳、既成童女之姿、交立女人之中、入坐其室內、

〔古事記傳 二十七〕古童女の髮は、幼きほどより、夫するまでは、垂てありしこと、師の説万葉考に別記、委く見えて、大方彼説の如し、

〔源氏物語若紫〕十ばかりにやあらんとみえて、白ききぬやまぶきなどのなれたるきて、はしりきたる女ご、あまたみえつることどもに、るべくもあらず、いみじうおひさきみえて、うつくしげなるかたちなり、かみはあふぎをひろげたるやうに、ゆらくとして、かほはいとあかくすりなし、てけり、

去胎髮

〔倭訓栞前編六〕かみたれ 髮垂の義兒の初生六日に生髮を剃をいへり、反語をもて祝せる也、寶積經に、悉達太子自持刀下髮と見へたり、兒生れて七日を経て、剃胎毛髮の事、竺土の風俗も同じ、諸書に見ゆ、

〔歷世女裝考 二〕剃胎髮

今の世、出生の小兒は、貴賤とも、出生より七日にあたる日、胎髮ケイハツを剃事、古き風儀なり、

〔安齋隨筆前編十一〕一刈胎髮 榮花物語第八はつ花の卷に、寛弘五年九月十一日、中宮彰子、後に上東門院御産の事書たる條に、その日ぞ、若宮の御ぐし始めてそがせらる云々、是十七日也、御誕生より七日め也、御ぐしそがせらるとは、御うぶ髮を、はさみをもつて刈る事を云、五六歳になりて、髮のさ